

第31回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時（午前9時より受付開始）

場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー34階
ルビー34

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類等	42
監査報告書	64

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）

午後6時まで

証券コード 4674
2019年5月30日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号
株 式 会 社 ク レ ス コ
代表取締役 社長執行役員 根 元 浩 幸

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使】

当社指定のウェブサイトにて、2019年6月20日（木曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては3ページから4ページの「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー34階 ルビー34

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第31期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案** 補欠監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案** 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合の取り扱い
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.cresco.co.jp/ir/library/meeting.html>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただく場合

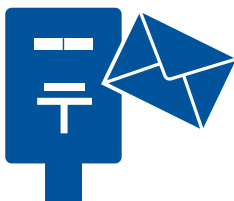


議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご記入・ご捺印は不要です)

*代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

株主総会開催日時 **2019年6月21日(金曜日) 午前10時**

株主総会にご出席いただけない場合



■ 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限 **2019年6月20日(木曜日) 午後6時到着分まで**



■ インターネットによる議決権行使の場合

<https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスのうえ、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限 **2019年6月20日(木曜日) 午後6時受付分まで**

議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人を含みます。)が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。



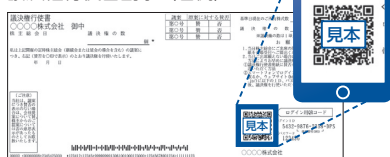
スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

① QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

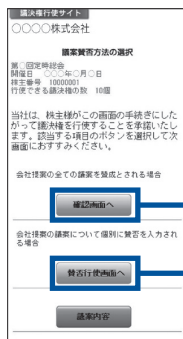
議決権行使書副票(右側)



「ログイン用QRコード」はこちら

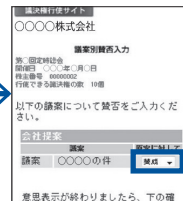
② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



③ 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって
行使完了です

❗ 下記方法での議決権行使は
1回に限ります。

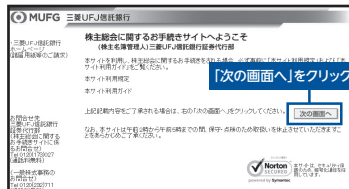
二回目以降のログインの際は…
下記記載のご案内にしたがってログインしてください。



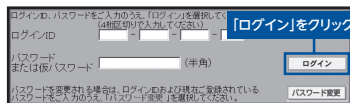
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

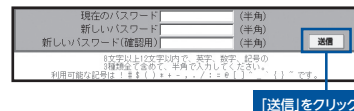
① 議決権行使サイトにアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使 に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、反対を表明する意見はございませんでした。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1 再任	いわさき としお 岩崎 俊雄	代表取締役会長	100% (14/14回)
2 再任	ねもと ひろゆき 根元 浩幸	代表取締役 社長執行役員	100% (14/14回)
3 再任	やまもと たかし 山元 高司	取締役 専務執行役員 事業部門、技術 研究所管掌兼事業統括本部長	100% (14/14回)
4 再任	すぎやま かずお 杉山 和男	取締役 常務執行役員 財務経理本部長	100% (14/14回)
5 再任	とみなが ひろし 富永 宏	取締役 常務執行役員 管理部門管掌兼 経営管理本部長	100% (14/14回)
6 再任	くまざわ しゅういち 熊澤 修一	取締役	100% (14/14回)
7 再任	ふくい じゅんいち 福井 順一	社外 独立 社外取締役	100% (11/11回)

候補者
番号

1

いわさき
岩崎

としお
俊雄

再任

(1940年11月30日生)

所有する当社株式の数：

305,367株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月 当社設立に伴い代表取締役社長
1998年6月 当社代表取締役会長
2002年3月 当社代表取締役会長兼社長
2004年4月 当社代表取締役社長
2006年6月 当社代表取締役会長
2011年4月 当社代表取締役会長兼社長
2014年4月 当社代表取締役会長
2016年6月 当社代表取締役会長 執行役員
2017年6月 当社代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社会長・社長として長年にわたり当社企業グループの全般の経営を担っており、同氏の豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見は、取締役の職務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社および当社企業グループにおける取締役会の監督機能の強化のために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

2

ねもと
根元

ひろゆき
浩幸

再任

(1960年2月12日生)

所有する当社株式の数：

44,711株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月 当社設立に伴い入社
1998年4月 当社オープンシステム事業部システム技術部長
2002年4月 当社ソリューション本部フィナンシャル・ソリューション事業部長
2006年6月 当社取締役 ソリューション本部副本部長
2008年4月 当社常務取締役 ソリューション本部長
2010年4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長
2011年4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長兼営業統括部長
2011年10月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長
2012年4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長兼コンサルティングセンター長
2013年4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長
2014年4月 当社代表取締役社長
2016年6月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

当社事業における幅広い領域で責任者を歴任した後、現在は当社代表取締役社長執行役員として当社および当社企業グループの全般を担っております。同氏は、その豊富な経験と知見をもとにした適切な経営判断によって職責を十分に果たしており、当社および当社企業グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者いたしました。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

候補者
番号 3 やまもと たかし
山元 高司 (再任)
(1960年10月11日生)

所有する当社株式の数：
3,552株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年 4月 当社入社 ビジネスソリューション事業本部副本部長
2013年 6月 当社取締役 ビジネスソリューション事業本部副本部長
2014年 4月 当社常務取締役 事業統括本部長
2016年 4月 当社常務取締役 第一事業本部、第二事業本部、事業開発本部管掌兼事業開発本部長
2016年 6月 当社専務取締役執行役員 第一事業本部、第二事業本部、事業開発本部管掌兼事業開発本部長
2017年 6月 当社取締役 専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業開発本部長
2019年 4月 当社取締役 専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由

事業会社においてソリューション事業の責任者を歴任した後、現在は当社の事業全般を統括し、豊富な経験と実績を有しております。同氏の高い知見は、当社の重要な業務執行の決定ならびに監督に十分な役割を果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のための適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者としたしました。

候補者
番号 4 すぎやま かずお
杉山 和男 (再任)
(1964年 9月 1日生)

所有する当社株式の数：
8,424株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年11月 当社入社
2010年 4月 当社経理部長
2013年 6月 当社取締役 経理部長
2014年 4月 当社取締役 財務経理部長
2016年 4月 当社取締役 財務経理本部長兼グループ・アカウンティング部長
2016年 6月 当社取締役執行役員 財務経理本部長兼グループ・アカウンティング部長
2017年 6月 当社取締役 常務執行役員 財務経理本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の経理・財務戦略を統括し、経理・財務に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏は当社の経営強化および経理・財務に関する当社企業グループ各社の業務の効率化の推進においてその職責を十分に果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のために適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者としたしました。

候補者
番号 **5** とみなが
富永

ひろし **再任**
宏 (1967年1月9日生)

所有する当社株式の数：
5,852株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
2006年4月 当社ソリューション本部基盤システム事業部第三部長
2007年4月 当社ソリューション本部基盤ソリューション事業部副事業部長
2009年4月 当社ソリューション本部基盤ソリューション事業部長
2013年4月 当社ビジネスソリューション事業本部副本部長
2013年6月 当社取締役 ビジネスソリューション事業本部副本部長
2014年4月 当社取締役 事業統括本部副本部長
2016年4月 当社取締役 経営管理本部長兼経営戦略統括部長
2016年6月 当社取締役執行役員 経営管理本部長兼経営戦略統括部長
2017年6月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長兼経営戦略統括部長
2018年4月 当社取締役 常務執行役員 管理部門管掌兼経営管理本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社のビジネスソリューション事業における幅広い領域で責任者を歴任した後、現在は経営戦略および働き方改革の推進において、その職責を十分に果たしております。当社および当社企業グループの業務効率化の企画および推進に適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者となりました。

候補者
番号 **6** くまざわ
熊澤

しゅういち **再任**
修一 (1956年9月30日生)

所有する当社株式の数：
20,229株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
2003年6月 当社取締役 ソリューション本部副本部長
2003年10月 当社取締役 ソリューション本部副本部長兼ワイヤレスソリューションセンター長
2004年4月 当社取締役 ソリューション本部長
2005年4月 当社常務取締役 ソリューション本部長
2006年6月 当社代表取締役社長
2008年1月 当社代表取締役社長兼ソリューション本部長
2008年4月 当社代表取締役社長
2011年4月 当社取締役副会長
2012年4月 当社専務取締役
2014年4月 当社取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社クリエイティブジャパン代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の副会長・社長を歴任した後、現在は当社子会社の代表者として、豊富な経験および実績を有しております。同氏は、その高い知見に基づく大局的な観点をもって十分な職責を果たしており、取締役会の機能強化に適切な人材であると判断し、取締役候補者となりました。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類
等

監査
報告
書

候補者
番号

7

ふくい
福井

じゅんいち
順一

再任 社外 独立

(1953年11月5日生)

所有する当社株式の数：

0株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1977年 4月 日本不動産銀行（現あおぞら銀行） 入行
- 1999年 2月 同行広報部長
- 2000年 6月 同行秘書室長兼広報室長
- 2001年 4月 同行本店営業第三部長
- 2005年10月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス取締役
- 2014年 3月 同社顧問
- 2014年10月 一般社団法人共同通信社 経営企画室顧問
- 2015年 6月 株式会社共同通信社取締役 事業担当
- 2016年 6月 同社常務取締役（現任）
- 2018年 6月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社共同通信社 常務取締役

社外取締役候補者とした理由

企業経営に関する幅広い知識と見識を有するほか、経営企画、広報等に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏は、社外取締役として客観的な視点で当社の現況を評価するとともに、取締役会において当社のブランド・広報戦略について多くの助言、支援を行う等十分な職責を果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のために適切な人材であると判断し、改めて社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福井順一氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 福井順一氏の当社社外取締役在任期間は1年であります。
 4. 福井順一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 当社は、福井順一氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役役に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
 6. 所有する当社株式数には、当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1 再任	にわ くらお 丹羽 蔵王	取締役（常勤監査等委員）	100% (14/14回)
2 再任	うすい よしまさ 臼井 義眞 社外 独立	社外取締役（監査等委員）	100% (14/14回)
3 再任	さとう はるお 佐藤 治夫 社外 独立	社外取締役（監査等委員）	100% (14/14回)

候補者番号 1 にわ くらお 再任
丹羽 蔵王 (1955年11月13日生)

所有する当社株式の数：
30,804株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年4月 当社設立に伴い入社
 2003年6月 当社取締役 総務人事部長
 2005年10月 当社取締役 総務人事本部長兼総務人事部長
 2006年6月 当社常務取締役 総務人事本部長兼総務人事部長
 2007年4月 当社常務取締役 コーポレート管理本部長兼社長室長
 2009年10月 当社常務取締役 コーポレート管理本部長
 2016年4月 当社常務取締役 グループ事業推進本部、経営管理本部管掌
 2016年6月 当社常務取締役執行役員 グループ事業推進本部、経営管理本部管掌
 2017年6月 当社監査等委員である取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社の管理部門の責任者を歴任し、人事・総務・コンプライアンスに関して長年にわたって積み重ねられた業務経験と知見は、監査等委員会の職責遂行に資するものと期待されることから、監査等委員である取締役候補者として適任であると判断いたしました。

候補者
番号 **2** うすい よしまさ
臼井 義真 **再任** **社外** **独立**
(1949年2月11日生)

所有する当社株式の数：
0株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年4月 第一東京弁護士会登録
1984年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
1985年10月 臼井法律事務所開設
1992年6月 当社監査役
1994年8月 渥美・臼井法律事務所開設
2003年5月 臼井総合法律事務所開設（現任）
2015年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

弁護士としての法的視点および幅広い見識から企業法務の分野を中心に法令やリスク管理等に関わる豊富な業務経験を有しております。社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はございませんが、経営の監視を遂行するのに適任であり、取締役会の監督機能の強化に資するものであるため、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

候補者
番号 **3** さとう はるお
佐藤 治夫 **再任** **社外** **独立**
(1956年11月27日生)

所有する当社株式の数：
0株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月 野村コンピュータシステム株式会社（現野村総合研究所）入社
2003年7月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス取締役
2009年4月 ニッセイ情報テクノロジー株式会社執行役員
2015年4月 コンサルタントとして独立、老博堂代表（現任）
2017年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

企業経営に関する幅広い知識と見識を有するほか、情報システムコンサルティングならびに情報システムの企画、設計および開発等に関する豊富な経験と知見に基づき、独立した中立的な立場から、取締役の監視等適切な職務が遂行されることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 臼井義真氏および佐藤治夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 臼井義真氏は、1992年から23年間当社社外監査役を務められた後に当社監査等委員である社外取締役に就任しており、在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。同じく佐藤治夫氏の在任期間は、2年であります。
4. 当社は、丹羽蔵王氏、臼井義真氏、佐藤治夫氏の各候補者との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 臼井義真氏および佐藤治夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ております。

第3号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

よしだ はるくに
吉田 治邦 (1940年10月29日生)

社外 独立

所有する当社株式の数：

0株

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1965年4月 三菱商事株式会社入社
- 1997年11月 同社一般機械部参事
- 2000年6月 株式会社オートバックスセブン常勤監査役
- 2006年6月 株式会社A Bシステムソリューション監査役
- 2008年6月 齋藤最上工業株式会社常勤監査役
- 2010年6月 トーサイアポ株式会社監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由

同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はございませんが、株式会社オートバックスセブンの常勤監査役をはじめ、同社グループ会社の監査役を歴任されており、経営の監視および監督に適任であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田治邦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしているため、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、吉田治邦氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月19日開催の第27回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60百万円以内といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取

引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、下記の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合（対象取締役が重任した場合又は監査等委員でない取締役の退任と同時に監査等委員である取締役に就任した場合を除く。）には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合（対象取締役が重任した場合又は監査等委員でない取締役の退任と同時に監査等委員である取締役に就任した場合を除く。）には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決

議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2018年4月1日～2019年3月31日）は、海外経済情勢に起因する景気の不透明感や為替・株式相場の動向、自然災害など、懸念事項は多々ありましたが、個人消費の回復や底堅いインバウンド需要、企業の収益性改善等が後押しし、経営環境は、回復基調が継続しております。

このような経営環境の中、企業の競争力と成長力を強化するための「第4次産業革命」や「働き方改革」「労働力不足」に対する取組みは、生産性改善に寄与するソフトウェア開発、システム開発の更なる需要を喚起し、これまでのコア技術（アプリケーション開発技術、ITインフラ構築技術、組込み技術）に先端技術（AI、ロボティクス、IoT等）を加えた幅広い事業領域を有する当社企業グループにとって、優位性を発揮できる機会となっております。

当社企業グループは、事業機会を着実に取り込み、更なる飛躍を果たすため、2016年4月「デジタル変革をリードする」ことを標榜した5ヶ年のビジョン「CRESCO Ambition 2020」を掲げ、業績目標の達成、重点施策の具現化、企業価値の向上を目指しております。

-コーポレートスローガン-

Lead the Digital Transformation ～『クレスコグループ』はデジタル変革をリードします。～

当該ビジョンのもと、当連結会計年度は、不採算案件の収束及び極小化に向けた対応をはじめ、市場の変化に即した顧客ポートフォリオ及び事業体制の見直しを図るとともに、新規顧客の開拓、先端技術を取り込んだ新規事業・サービスの開発に注力いたしました。また、グループ連携の強化や品質管理の再徹底を通じて、リソースに応じた適正な受注量の確保と顧客満足度の更なる向上に努めてまいりました。その他、エバンジェリスト活動の一環として、技術研究の成果発表や各種サービス・ソリューションのプロモーション活動を引き続き、推進いたしました。

良好な経営環境が継続している反面、エンジニア不足は、受託開発事業において、業績拡大のボトルネックになっております。当社企業グループでは、全社的な生産性改善活動（自社向けのイノベーション活動）はもとより、開発リソースの確保、受注単価の引き上げ、選別受注を積極的に実施し、業績の巻き返しに取り組んでまいりました。

なお、当連結会計年度のトピックスは、以下のとおりです。

2018年 4 月

- ・(株)アイオスと(株)アプリケーションズの経営統合を完了
- ・関西地区における子会社 (株)メクゼスと(株)アイオス関西営業所) の組織統合を完了
- ・当社が大阪事業所を開設

2018年 5 月

- ・日本経営システム学会「第60回全国研究発表大会」で当社社員が講演
- ・クレスコ北陸(株)が、石川県情報システム工業会主催の「e-messe kanazawa 2018」に出展

2018年 6 月

- ・「Interop Tokyo 2018」にAIソリューションMinervaeシリーズを出展

2018年 7 月

- ・RPAプラットフォーム「UiPath」の認定リセラー・パートナー契約を締結し、販売を開始
- ・電子情報通信学会において、角膜形状解析画像の機械学習を用いた分類に関する共同研究成果を発表

2018年 8 月

- ・プロジェクトマネジメント学会「2018年度秋季研究発表大会」で当社社員が講演

2018年 9 月

- ・行使価額修正選択権付第5回及び第6回新株予約権(行使許可条項付)の取得及び消却(2018年10月10日付)を発表
- ・アルス(株)の株式取得、子会社化(2018年10月1日付)を発表

2018年10月

- ・UiPath社の新パートナープログラム「トレーニング・アソシエイト」に参画
- ・オープンイノベーションを推進する自社主催セミナー(主にAI及びRPA(Robotic Process Automation)関連)の提供開始
- ・(株)アイオスにおけるイーテクノ(株)の株式取得、子会社化(2018年11月1日付)を発表

2018年11月

- ・人工知能学会「合同研究会2018」で当社社員が講演
- ・筑波実験動物研究会 第56回講演会で当社社員が講演
- ・当社IRサイトが、大和IR「2018年インターネットIR表彰」で「優秀賞」を受賞

2018年12月

- ・「第57回 日本網膜硝子体学会総会」で当社社員が講演
- ・当社IRサイトが、モーニングスター「Gomez IRサイト総合ランキング 2018」で「IRサイト優秀企業：銀賞」を受賞
- ・当社IRサイトが、日興アイ・アール「2018年度 全上場企業ホームページ充実度ランキング調査」の総合ランキングで「最優秀サイト」を受賞

2019年1月

- ・当社による連結子会社であるクレスコ九州㈱の吸収合併（簡易・略式）を発表（2019年4月1日付）
- ・情報処理学会ソフトウェア工学研究会「ウィンターワークショップ2019・イン・福島飯坂」で当社社員が論文を発表

2019年2月

- ・日経BP社の書籍「AIプログラマになれる本」を当社社員が執筆（共著）

2019年3月

- ・当社の技術研究所が「オープンハウス2019」を開催
- ・翔泳社の書籍「現場で使える！ Watson開発入門」を当社社員が執筆（共著）
- ・当社の次期組織変更及び人事異動（2019年4月1日付）を発表

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高352億30百万円（前年同期売上高333億28百万円）、営業利益32億7百万円（前年同期営業利益30億91百万円）、経常利益36億58百万円（前年同期経常利益34億92百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益22億85百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益22億2百万円）と増収増益となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

ソフトウェア開発事業

売上高 288億98百万円（前年同期比 4.2% 増）

ソフトウェア開発事業の売上高は、288億98百万円（前年同期比4.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は、32億54百万円（前年同期比5.2%減）となりました。業種別の売上高を比較しますと、主力の金融分野においては主として銀行の大型案件が一段落した影響により、前年同期を14億29百万円下回りました。公共サービス分野につきましては、主として旅行業及び人材サービス業向け案件の増加により前年同期を7億51百万円上回りました。流通・その他の分野は、主として㈱アイオスにおける受注増加及び㈱ネクサスを2018年1月より連結した影響により前年同期を18億51百万円上回りました。

組込型ソフトウェア開発事業

売上高 62億85百万円（前年同期比 15.2% 増）

組込型ソフトウェア開発事業の売上高は、62億85百万円（前年同期比15.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は、11億46百万円（前年同期比26.6%増）となりました。製品別の売上高を比較しますと、通信システム分野においては、前年同期を16百万円上回りました。カーエレクトロニクス分野では、前年同期を3億48百万円上回りました。情報家電等、その他組込型分野につきましては、前年同期を4億62百万円上回りました。

その他

売上高 46百万円（前年同期比67.9% 減）

商品・製品販売事業等その他の売上高は、46百万円（前年同期比67.9%減）となり、セグメント利益（営業利益）は、4百万円（前年同期比61.5%減）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上状況は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
ソフトウェア開発事業	百万円 27,724	% 83.2	百万円 28,898	% 82.0	百万円 1,173	% 4.2
組込型ソフトウェア開発事業	5,458	16.4	6,285	17.8	827	15.2
小 計	33,182	99.6	35,183	99.9	2,000	6.0
そ の 他	145	0.4	46	0.1	△98	△67.9
合 計	33,328	100.0	35,230	100.0	1,901	5.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は7億12百万円であります。

その主なものは、当社における社内基幹システムの構築に係る投資、及び当社における事務所の改装工事等、並びに連結子会社における事務所の移転・増床に伴う固定資産の増加であります。

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2018年4月に(株)メクゼスの株式を追加取得し、同社を完全子会社といたしました。また、当社は2018年10月1日付でアルス(株)の全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

さらに、2018年11月1日には、当社の連結子会社である(株)アイオスがイーテクノ(株)の全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

2019年度（令和元年）の経済環境は、米中経済摩擦や英国の欧州連合（EU）離脱問題、中国や欧州の景気減速等の懸念はあるものの、情報システムを含む設備投資は、全体では、昨年来の勢いを継続する、と予測しております。お客様の業界や業種により差はありますが、「攻めのIT経営」を主眼としたデジタル変革や2020年開催の東京オリンピック、インバウンドへの対応などが下支えとなる、と予測しております。一方、需要の拡大に伴い、人材の不足感は依然否めず、継続的な人材の獲得・育成、生産性及び品質の向上、開発体制の強化は、経年の優先課題となっております。

こうした経営環境に的確に対応し、ステークホルダーの期待にお応えするため、当社企業グループでは、以下の課題認識のもと、諸施策をすみやかに実行し、既存事業分野の付加価値を更に高めつつ、先端技術の研究、新たなビジネスモデルの創出を進め、持続的な成長と企業価値向上を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

①鉄板品質の提供

お客様に提供するサービス品質の改善・成長を目指すことは、結果として、企業の持続的な成長と企業価値の向上につながります。「契約・約束を守る」「仕事に責任を持つ」「品質(Q)、価格(C)、納期(D)を厳守する」等ビジネスでは当たり前のことを着実に実践し、プロジェクトマネジメントを含めたビジネス品質の向上を通じて、お客様からの信頼・信用を重ね、企業価値とクレスコブランドの向上を目指してまいります。

②生産性の追求

生産性向上の目的は、効率化によって作られた「時間」を有効に活用して、新たな価値や収益を生み出すことにあります。仕事の仕方を変え、小さな工夫を積み重ねながら、生産性向上を実現し、働き方改革や知的財産の活用、企業の持続的な成長といったテーマを克服してまいります。

③リソース戦略の強化

IT投資に関わる需要の増加に伴い、開発に従事する人材不足は依然否めず、案件の受注を支える開発体制の強化は、急務となっております。当社企業グループは、部門や企業間を横断する組織体制を構築する他、ニアショア（子会社や協力会社との協業による国内分散開発）やオフショア（ベトナムの現地企業との協業による国外分散開発）を積極的に活用し、機会損失（案件の失注や縮小など）が発生しないよう努めてまいります。

④人材の採用と育成

労働集約型の受託開発サービスにおいては、人材がお客様へ提供する価値の多くを生み出しており、その継続した発展のためには、人材の採用と育成が不可欠です。企業の提供する商品やサービスが厳しく選別される時代、特にIT業界においては、人材の差が企業の競争優位性を決定づける大切な経営資源と考えております。その適正な人員の確保・育成を専門とする人財戦略室を中心に、継続的な採用活動（新卒、技術職キャリア、上級マネジメント人材）と、「人財育成のモデル企業」を目指した学習する組織風土作り、人財育成プログラムを推進してまいります。

⑤新技術の研究・開発

産学連携を含め、新技術の研究・開発を進め、先端技術の進化に遅れることなく、市場ニーズに適時に応えることができる技術力の保持と迅速なサービス提供を目指します。当面は、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）といった事業領域に対し、タイムリーな先行投資や研究開発、共同研究を実行してまいります。また、研究・開発の成果を軌道に乗せ、継続的な収益事業に育成するため、事業の本格展開と収益への早期貢献に努めてまいります。

⑥グループ連携の強化

M&Aの推進による事業領域の拡大、人員の確保、新規取引先の開拓が急務と考えております。また、売上増進やコスト削減、技術力強化といった、グループシナジーを発揮するには、グループ企業間の営業連携や業務インフラ整備、人事交流といった施策がこれまで以上に必要となっております。当社企業グループ各社に対するマネジメントにつきましては、コーポレート・ガバナンスの観点から取締役あるいは監査役を派遣するほか、グループ事業推進本部を設置し、業績管理をはじめ、グループ経営全般を支援しております。

⑦営業体制及びお客様とのリレーションシップの強化

お客様のニーズの多様化、複雑化に伴い、IT企業は、お客様の事業目標達成や未来構想に向けたイノベーションを実現する、まさに「メインITパートナー」としての役割を期待されています。このような期待に応え、お客様とのリレーションシップを強化するため、営業専任者の増員と育成を継続的に実施し、営業体制の強化に努めてまいります。また、営業情報、お客様情報を共有できる仕組みを構築し、当社企業グループ間及び各事業部門の営業メンバーが連携し、戦略的、網羅的に幅広い提案型営業を展開してまいります。

⑧新規ビジネスの組成

「デジタル変革」が本格化する中、従来の受託開発ビジネス、システムインテグレーションビジネスのみならず、競争優位性を担保する独自のソリューションビジネスが必要であると考えております。当社企業グループが強みとするAIやIoT、クラウド分野を戦略技術に据えた、幅広い産業向けの新規ビジネスの組成に積極的な事業投資を行ってまいります。なお、組成活動にあたっては、その範囲を自社内に限らず、社外とのオープンイノベーションを積極的に推進することで、早期の事業化に努めてまいります。

⑨コーポレート・ガバナンスの推進

企業の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要と考え、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全性、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社企業グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取組み（月次チェックや教育）を徹底し、信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。

⑩健康管理と働き方改革の推進

「健康」や「働き方」は一個人の問題ではなく、企業の利益にもつながる大切な要素でもあり、企業が、能動的にマネジメントアプローチすべきテーマであります。心身の健康を維持・増進し、安心・安全に、自分らしい働き方を実現できる職場づくりを働く人の立場・視点で取組んでまいります。この取組みは、企業のレピュテーションや人材採用の面でも効果が期待できるものであり、あわせて、企業のリスクマネジメントとしても重要であります。当面は、「定時退社日の運用推進」「残業時間の削減」「有給休暇取得率の向上」「仕事と育児の両立支援」がポイントになると考えております。今後も国の政策や法制度の動向を鑑み、当社企業グループに即した諸施策を推進してまいります。

⑪ダイバーシティへの取組み

多様性の受け入れは、個人ひとりひとりが充実した人生を送り、あわせて、企業が変化する市場環境や技術構造の中で競争優位性を築くために、不可欠であります。多様な人材が組織に平等に参画し、その能力を最大限発揮できる機会の提供は、様々なイノベーションを生み出し、価値創造につながります。当社企業グループでは、個人の「違い」を尊重し、職務に関係のない性別、年齢、国籍等の属性を考慮せず、個人の成果や能力、貢献に応じて評価することを基本とします。女性の積極採用や女性管理職比率の増加にも注力し、2017年9月には「えるぼし」を取得しました。その他、外国人や障がい者の採用にも取組んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第28期 (2016年3月期)	第29期 (2017年3月期)	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期) (当連結会計年度)
受 注 高 (千円)		29,132,706	31,945,541	33,298,795	36,792,932
売 上 高 (千円)		28,775,033	30,893,555	33,328,477	35,230,083
経 常 利 益 (千円)		2,857,631	3,078,089	3,492,084	3,658,607
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)		1,705,144	2,042,751	2,202,803	2,285,581
1株当たり当期純利益		152円26銭	180円28銭	200円25銭	208円92銭
総 資 産 (千円)		19,230,244	20,763,119	24,127,780	25,372,421
純 資 産 (千円)		12,181,851	13,889,804	15,109,419	16,137,384

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 第29期における総資産の増加は、主として受取手形及び売掛金が537,957千円、有価証券及び投資有価証券が330,423千円増加したことによるものです。
第30期における総資産の増加は、主として現金及び預金が1,380,933千円、有価証券及び投資有価証券が1,063,711千円、受取手形及び売掛金が998,225千円増加したことによるものです。
第31期における総資産の増加は、主として受取手形及び売掛金が1,057,273千円、繰延税金資産が309,093千円増加したことによるものです。
3. 第29期における純資産の増加は、主として親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加及びその他有価証券評価差額金の増加によるものです。
第30期における純資産の増加は、主として親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加によるものです。
第31期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,465,066千円増加したこと及びその他有価証券評価差額金が419,243千円減少したことによるものです。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第28期 (2016年3月期)	第29期 (2017年3月期)	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期) (当期)
受 注 高 (千円)		19,247,062	21,078,982	21,120,015	21,090,125
売 上 高 (千円)		18,602,758	20,197,491	21,198,021	20,925,104
経 常 利 益 (千円)		2,278,949	2,461,136	2,645,126	2,759,527
当 期 純 利 益 (千円)		1,388,420	1,694,485	1,763,990	1,854,143
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		123円98銭	149円54銭	160円36銭	169円48銭
総 資 産 (千円)		16,879,929	17,793,897	20,305,996	21,015,124
純 資 産 (千円)		10,986,289	12,339,715	13,189,257	13,787,087

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 第29期における総資産の増加は、主として売掛金が288,572千円、有価証券及び投資有価証券が345,194千円増加したことによるものです。
第30期における総資産の増加は、主として現金及び預金が565,843千円、売掛金が683,851千円、有価証券及び投資有価証券が1,188,027千円増加したことによるものです。
第31期における総資産の増加は、主として関係会社株式が708,093千円増加したことによるものです。
3. 第29期における純資産の増加は、主として当期純利益の計上による利益剰余金の増加及びその他有価証券評価差額金の増加によるものです。
第30期における純資産の増加は、主としてその他有価証券評価差額金の増加によるものです。
第31期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,033,628千円増加したこと及びその他有価証券評価差額金が418,503千円減少したことによるものです。

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 アイ オ ス	313,365千円	100.0%	ソフトウェア開発事業

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業セグメント

区 分	主要な商品又は役務の名称
ソフトウェア開発事業	アプリケーション開発、基盤システム開発及びソリューション・サービス
組込型ソフトウェア開発事業	通信システム、カーエレクトロニクス及びデジタル家電分野における組込型ソフトウェア開発

(8) 主要な事業所

①当 社

品川本社	／東京都港区
札幌事業所	／北海道札幌市
長岡事業所	／新潟県長岡市
名古屋事業所	／愛知県名古屋市
大阪事業所	／大阪府大阪市

②子 会 社

株式会社アイオス 本社	／東京都港区
----------------	--------

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前年度末比増減
ソフトウェア開発事業	1,644名	100名
組込型ソフトウェア開発事業	254名	△3名
その他の事業	1名	一名
全社（共通）	162名	5名
合 計	2,061名	102名

(注) 上記従業員のほか、嘱託社員等59名がおります。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,106名	23名	37.2才	10.5年

(注) 上記従業員のほか、嘱託社員17名がおります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	700,000
株式会社三菱UFJ銀行	210,000
株式会社三井住友銀行	26,250

千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,940,088株 (自己株式1,059,912株を除く)
- (3) 株主数 2,857名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社イワサキコーポレーション	28,396	25.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	9,082	8.30
浦崎 雅 博	6,277	5.73
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	5,680	5.19
クレスコ従業員持株会	4,033	3.68
佐藤 和 弘	3,890	3.55
田島 裕 之	3,488	3.18
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	3,429	3.13
岩崎 俊 雄	3,052	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	2,996	2.73

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式は、上記大株主から除外しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員に対する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2017年12月13日開催の取締役会の決議に基づき、2017年12月28日に発行した第5回新株予約権及び第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）について、2018年10月10日付で本新株予約権の全部を取得し、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	岩 崎 俊 雄		
代表取締役社長	根 元 浩 幸	社長執行役員	
取 締 役	山 元 高 司	専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業開発本部長	
取 締 役	杉 山 和 男	常務執行役員 財務経理本部長	
取 締 役	富 永 宏	常務執行役員 管理部門管掌兼経営管理本部長	
取 締 役	熊 澤 修 一		株式会社クリエイティブジャパン 代表取締役社長
取 締 役	福 井 順 一		株式会社共同通信社常務取締役
取締役 (監査等委員)	丹 羽 蔵 王		
取締役 (監査等委員)	臼 井 義 眞		
取締役 (監査等委員)	佐 藤 治 夫		

- (注) 1. 菅原千尋氏は、2018年6月15日開催の当社第30回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任致しました。
2. 福井順一氏、臼井義眞氏及び佐藤治夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 社内事情に精通した者を配置し、内部監査部門等と緊密に連携して情報を得る等により、実効性のある監査・監督体制を確保するため、丹羽蔵王氏を常勤の監査等委員に選定しております。
4. 福井順一氏、臼井義眞氏及び佐藤治夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、当社取締役会で指定し、届け出ております。
5. 事業年度末日の翌日以降の役員の異動
事業年度末日の翌日以降の役員の地位及び担当の異動は以下のとおりであります。

氏 名	異動後の地位及び担当	異動前の地位及び担当	異動年月日
山 元 高 司	取締役 専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業統括本部長	取締役 専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業開発本部長	2019年4月1日

6. 取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	役 名	職 名
菊 池 淳	常務執行役員	第一事業本部長
藤 谷 栄 樹	常務執行役員	第二事業本部長
丸 山 規 行	執行役員	事業開発本部副本部長兼技術研究所長
下 川 恭 正	執行役員	第二事業本部副本部長兼第二ビジネスソリューション事業部長
工 藤 博 徳	執行役員	事業開発本部副本部長兼サービスコンピテンシー統括部長
粉 川 徳 幸	執行役員	第二事業本部副本部長兼エンベデッドソリューション事業部長
高 石 哲	執行役員	グループ事業推進本部長

(注) 当社執行役員に関する最新の情報につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の決定に関する方針

役員報酬は、基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定しております。基本報酬につきましては、人事の公平性から原則、役職、職責などをもとに、月額の確認報酬基準を決定し、賞与につきましては、業績連動型報酬制度を基本とし、毎期の実績と担当職務の執行状況等を勘案の上、決定しております。基本報酬は定額制として、生活基盤の安定を図るとともに、賞与には業績連動型報酬制度を導入することで、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れております。

(4) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く）	7名	140,347千円
（うち社外取締役）	（ 1名）	（ 3,857千円）
取締役（監査等委員）	3名	27,300千円
（うち社外取締役）	（ 2名）	（ 9,200千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額が含まれております。
 3. 株主総会決議による取締役（監査等委員を除く）に対する報酬限度額は年額3億円であります。（2015年6月19日第27回定時株主総会）
 4. 株主総会決議による取締役（監査等委員）に対する報酬限度額は年額5千万円であります。（2015年6月19日第27回定時株主総会）

(5) 社外役員の状況

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	福 井 順 一	当事業年度開催の取締役会14回（就任後開催11回）のうち11回に出席して、主に経営企画、広報等に関する専門的立場から発言を行っております。
社 外 取 締 役 （監査等委員）	臼 井 義 眞	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回に出席して、主に法務に関する専門的立場から発言を行っております。
	佐 藤 治 夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会15回のうち15回に出席して、主に経営・情報システムに関する専門的立場から発言を行っております。

- (注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号、第2条第1項）の業務に係る報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 内部統制に関する基本方針

内部統制に関する基本方針の当社取締役会決議の概要は、2019年3月31日現在、次のとおりです。なお、本基本方針については、経営環境の変化等に対応するため、適宜見直しの検討を行い、より一層実効性のある内部統制の整備、運用に努めております。

なお、当社における本基本方針の最新の情報につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成を図り、当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社企業グループ）を横断的に統括するため、「コンプライアンス経営行動基準」を定め、活動規範を明確にする。
- ② 当社代表取締役 社長執行役員を最高責任者とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス経営行動基準の策定、見直し及び浸透を行い、当社企業グループの企業倫理及びコンプライアンス意識の醸成を図る。
- ③ コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス統括責任者を設置したうえ、役員及び社員に対するコンプライアンス教育及び研修を継続的に実施し、「コンプライアンス経営行動基準」の徹底及び問題の早期発見に努める。また、法令及び定款等の違反行為に対しては厳正に処分する。
- ④ 公益通報者保護法に基づく内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設け、法令違反行為等を予防・早期発見し、迅速かつ効果的な対応を図る。
- ⑤ 監査等委員会が直轄する内部監査室が社内体制及び日常的事業活動における問題点の有無に関する監査及び諸規程の運用状況の確認及び評価を行い、これらの結果を常勤監査等委員及び代表取締役 社長執行役員に報告する。また、内部監査室は監査等委員会及び会計監査人と定期的に会合をもち、情報の交換に努める。
- ⑥ 経営の透明性とコンプライアンス経営及び法令の遵守の観点から、財務経理本部並びに法務部及び総務人事部等は弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家の意見を適宜聴取しつつ日常発生する諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を構築する。
- ⑦ 反社会的勢力の排除については、コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは断固として対決する」旨を明記し、反社会的勢力との対決姿勢を徹底するとともに、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係わる情報を、法令、定款並びに文書管理規程その他の社内規程に基づいて適切に保存、管理（廃棄を含む）する。
- ② 業務執行取締役は、情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ対策を推進し、情報を適切かつ安全に管理する。
- ③ 取締役は、職務の執行に係る情報について、監査等委員会又は内部監査室らの閲覧要請があれば、当該情報の存否及び保存状況をただちに検索し、常時閲覧できる体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理については、リスク分類毎に、各業務の所管部門（以下、各責任部門という）が、リスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、当該リスクの予防対策、軽減に取り組む。
- ② 各責任部門を管理・統括する取締役及び執行役員は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じてリスク管理体制の整備及び適正性の確保を図る。
- ③ 各責任部門は、リスク管理規程やその他の社内規程、社内外のガイドラインなどの周知徹底を図るとともに、教育の実施、監視、監督及び点検を担う体制を整備する。
- ④ 内部統制委員会は、リスク管理規程その他リスク管理に係わる諸規程等に基づく各責任部門のリスク管理状況を網羅的、統括的に管理する。
- ⑤ グループ事業推進本部は、内部統制委員会と連携し、当社企業グループにおける組織横断的リスク管理及び運用状況の調査（モニタリングを含む）を実施するほか、必要に応じて、各責任部門及び当社企業グループに対して、助言、指導を行う。
- ⑥ 内部監査部門は、各責任部門のリスク管理の状況の監査及び管理策の確認及び評価を実施するほか、これらの実施後は必要に応じて、各責任部門に対して、改善・是正の確認、助言、指導を行う。
- ⑦ 総務人事部は、各責任部門と連携し、有事発生時の迅速な情報連絡及び即時対応可能な体制を整備する。
- ⑧ 重大事案が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を長とする対策本部を設置、外部専門家を交え、状況の適切な把握、事態の早期解決のための対応等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会及び取締役の意思決定を効率的に執行するために執行役員制度を導入し、業務の執行責任を明らかにするとともに、執行役員規程、組織・職務管理規程その他の社内規程に基づいて効率的に業務を遂行する。
- ② 各責任部門を管理・統括する取締役及び執行役員は、各責任部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。また、月次の業績や成果は情報システムを活用し、経理担当取締役及び取締役会に報告する。
- ③ 取締役会は、経営計画（人員計画を含む）を具体化するため、当該計画に基づき、毎期、各責任部門の業績目標及び予算を設定する。進捗状況は、取締役会のほか執行役員以上で構成する経営会議等で確認する。
- ④ 迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、常務会を定期開催し、経営課題の検討及び報告を行う。
- ⑤ 監査等委員会は、内部監査室が実施する監査を踏まえ、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制が適切に構築・運用されているかを監査する。
- ⑥ デジタル変革推進室は、IT全般統制に関わる社内の情報システムを整備し、有効なコミュニケーション機能の提供と情報セキュリティの確保を実現する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社企業グループに属する各子会社（以下「当社企業グループ各社」という）と緊密な連携のもと、「コンプライアンス経営行動基準」の周知を図るとともに、当社企業グループ各社にコンプライアンス担当者を配置し、業務の適正性の確保に努める。
- ② 当社企業グループ各社に対し、必要に応じて取締役、監査役を派遣し、当社企業グループの経営の健全化、効率性の向上を図る。
- ③ 当社企業グループ各社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に定める、当社における承認事項及び当社に対する報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。当社企業グループ各社は、関係会社管理規程に定める事項について、機関決定する前に、当社の承認を受けるものとし、また、同規程に定める事項について当社へ報告するものとする。
- ④ 当社企業グループ各社が定める規程等に基づき、当企業グループ各社において、法令違反行為等が発見されたときは、当社企業グループ各社は、その内容を直ちに当社へ報告する体制を整備する。
- ⑤ グループ事業推進本部は、内部統制委員会と連携し、当社企業グループ各社におけるリ

スク管理をはじめとする事業遂行上の内部統制に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達、通報・相談制度、コンプライアンス推進に係る教育研修等が効率的かつ適正に行われる体制を整備する。

- ⑥ 内部監査室は、独立した立場から調査及び監査を実施し、監査結果を当社の常勤監査等委員及び代表取締役 社長執行役員に報告する。また、当該報告に関し、常勤監査等委員の指示があるものについては、その写しを当社企業グループ各社の代表取締役に送付するとともに、必要に応じて改善策の提示及び改善策に関する助言を行う。
 - ⑦ グループ事業推進本部及び内部監査室は、調査及び監査によって当社企業グループ各社における損失の危険を予知し、あるいは把握した場合はその発見された損失の危険の内容、損失の程度及び経営に対する影響等について、直ちに当社の常勤監査等委員及び代表取締役 社長執行役員に報告するとともに、当社企業グループ各社の代表取締役に報告する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、監査等委員会スタッフ）に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会が監査等委員会スタッフを要する場合、法務部を監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、法務部の社員が監査等委員会スタッフを兼務する。
 - ② 監査等委員会スタッフの任命・異動・懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - ③ 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査（モニタリングを含む）を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。
- (7) 取締役・使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社等の取締役等が監査等委員会への報告に関する体制
- ① 監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役並びに執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社企業グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項並びに業務執行の状況及び結果について報告する。
 - ② 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

- ③ 内部監査室及び法務部は、内部監査や調査（モニタリングを含む）の実施状況、コンプライアンス・ヘルプライン等による通報状況及びその内容を監査等委員会に報告する。
 - ④ 当社企業グループ各社の役員、執行役員又は使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、すみやかに報告を行う。
 - ⑤ 当社企業グループ各社の役員、執行役員又は使用人は、法令等の違反行為又は当社もしくは当社企業グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。
 - ⑥ 内部監査室及び法務部は、監査等委員会に対し、当社企業グループ各社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況について、定期的かつ適時に報告を行う。
 - ⑦ 監査等委員会への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度、遅滞なく行う。また、監査等委員会から報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。
- (8) 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社企業グループの役員並びに執行役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 - ② 法務部は、取締役並びに執行役員及び使用人に対する教育、研修の機会を通じて、不利益な取扱いを懸念して監査等委員会への報告やコンプライアンス・ヘルプラインへの通報を思いとどまることがないよう啓蒙に努める。
 - ③ 当社は、上記①の不利益な取扱いの禁止について、当社企業グループ各社に対して周知徹底する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 各監査等委員は、その職務のために必要な場合は、社内外において開催される会議に参加できる。
- ② 監査等委員会は、代表取締役、法務部、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、内部統制システムの有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果は常勤監査等委員、監査等委員会及び代表取締役 社長執行役員に文書並びに口頭で報告する。
- ④ 当社企業グループの取締役及び執行役員は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、意思疎通、情報収集等が適切に行えるよう協力する。
- ⑤ 当社企業グループの取締役及び執行役員は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ⑥ 監査等委員会が職務遂行上、必要と認めるときには、弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家との連携が図れる環境及び体制を整備する。

(11) 当社企業グループに係わる財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制

- ① 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制システムの構築を行う。
- ② 財務報告に係わる内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に専門組織（内部監査室、内部統制委員会、プロセスリーダー会議等）を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による継続的な評価並びに改善・是正を行う体制を整備する。
- ③ 適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者及びIR担当部門を設置し、法令及び会計基準に沿った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。
- ④ 会計責任者は、当社企業グループ各社に対しても財務報告に係わる体制整備、運用が適切に行われるよう、指導を行う。
- ⑤ 会計責任者は、当社企業グループの評価・改善結果を、定期的に取り締役会に報告する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 全般事項

コーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、2018年3月26日開催の取締役会において、2018年4月1日付けの組織変更を踏まえ、これに伴う「内部統制システムの構築に関する基本方針」の改定を実施いたしました。

(2) 取締役の職務執行

取締役会規程やその他社内規程を改定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当該事業年度は、定例取締役会を14回（会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議の実施4回を除く）開催し、各議案の審議、重要な意思決定及び取締役の業務執行状況に関する監督を行っております。また、コンプライアンスの徹底や内部統制システムの整備・強化に積極的に関わり、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上を図っております。

(3) 監査等委員である取締役の職務執行

監査等委員会規程及び監査等委員会監査基準を制定し、監査等委員の活動計画に基づいた監査を実施しております。当該事業年度は、定例監査等委員会を15回開催したほか、取締役会に14回出席しております。また、その他重要会議への出席や外部会計監査人並びに内部監査室と定期的に情報交換を行うことで、職務執行状況を監査するとともに、業務の適正性を確保するための体制が適切に構築・運用されているかを監査しております。

(4) 内部監査制度

2018年4月1日をもって内部監査室を監査等委員会直轄の組織といたしました。内部監査室は、内部監査規程に則って、監査等委員会の承認を得た内部監査計画に基づき、内部統制の有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果はその都度直接、常勤監査等委員、監査等委員会及び代表取締役 社長執行役員に文書並びに口頭で報告しております。また、各責任部門の日常的なリスク管理の状況の監査、体制整備の運用状況の調査（モニタリングを含む）を実施するほか、必要に応じて、各責任部門に対して、助言、指導を行っております。

(5) 当社企業グループ会社における業務の適正の確保

当社役員あるいは上級管理職が、当社子会社において、非常勤取締役あるいは非常勤監査役として就任し、業務の運用状況等を直接管理、監督するほか、関係会社管理規程に則って、各社毎の営業活動及び重要事項の決裁状況を把握しております。また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に、当社取締役会あるいは常務会への報告を義務とし、その遂行を承認するなどの管理、監督を行っております。

(6) リスクマネジメント

① リスクアプローチ

リスク管理規程を制定し、特定したリスクを適切に管理するための基本的事項を定め、リスクを踏まえた経営目標の達成に取り組んでおります。リスク分類毎に、各責任部門が、リスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、当該リスクの予防対策、軽減策を講じております。また、各責任部門の取締役は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じて適正性の確保を図っております。

② リスク管理体制

内部統制委員会（委員長：代表取締役 社長執行役員 根元浩幸）は、年4回（四半期毎）開催し、リスク管理に係わる諸規程を制定するとともに、各責任部門のリスク管理状況を網羅的、統括的に管理し、全社的な「コンプライアンス経営行動基準」の徹底を推進しております。

(7) コンプライアンスの推進

コンプライアンス規程及び関連規則を制定し、コンプライアンスの推進に取り組んでおります。

① コンプライアンス研修の実施

主な教育・研修といたしまして、雇入れ時研修（入社之都度）及びeラーニングによる研修（年1回）を実施しております。

② コンプライアンスチェックシートの提出

コンプライアンス推進に関わる自己点検及びモニタリングの一環として、コンプライアンスチェックシートの提出を毎月、全従業員に義務づけております。コンプライアンスチェックシートは、月次運用とし、実施状況及び集計結果は、内部統制委員会に報告するとともに、運用状況については、内部監査室による監査の対象としております。

③ヘルプラインの設置

法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制としてコンプライアンス・ヘルプラインを設置し、内部通報制度の実効を図っております。通報・相談を受けた担当部門は直ちに内容を調査し、再発防止策を当該部門と協議の上決定し、取締役会等に報告の上、再発防止策を講じております。

(8) 反社会的勢力の排除

コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」旨を明記し、取引先に対する事前調査を徹底するとともに、契約書等に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。また、不当要求防止責任者の配置や警察等外部関係機関との連携を実施し、反社会的勢力に対応する取組みを継続しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、株主資本の充実と長期的な安定収益力を維持するとともに、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続することを基本方針としております。配当に関しましては、原則当社の経常利益をもとに特別損益を零とした場合に算出される当期純利益の40%相当を目処に継続的に実現することを目指してまいります。

当期の利益配当金につきましては、1株当たり34円とし、中間配当金32円と合わせて年間で66円の配当とさせていただきます。

また、次期の1株当たり配当金は中間配当金34円、期末配当金34円の年間68円を予定しております。

内部留保資金につきましては、事業の拡大や今後予想される急速な技術革新に対応した、企業グループとしての競争力を強化するための投資及び出資に充てることにより、業績の向上に努め、財務体質の強化を図るなど株主の皆様のご期待に沿うように努めてまいります。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	16,281,037	流 動 負 債	5,858,792
現金及び預金	6,223,102	買掛金	1,540,203
受取手形及び売掛金	7,718,113	短期借入金	40,000
電子記録債権	3,823	1年内返済予定の長期借入金	289,586
有価証券	1,193,665	リース債	2,375
金銭の信託	55,409	未払金	679,285
商品及び製品	24,083	未払法人税等	785,167
仕掛品	208,774	未払事業所税	30,567
貯蔵品	1,898	未払消費税	315,199
前払費用	365,969	賞与引当金	1,287,797
その他の金	488,192	役員賞与引当金	70,600
貸倒引当金	△1,995	受注損失引当金	9,387
		その他の	808,623
固 定 資 産	9,091,384	固 定 負 債	3,376,244
有形固定資産	559,548	長期借入金	655,274
建物	344,429	長期未払金	429,788
工具、器具及び備品	186,431	リース債	7,057
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	14,800
土地	19,990	退職給付に係る負債	2,189,290
リース資産	8,697	資産除去債務	80,033
無形固定資産	1,355,261		
のれん	700,796	負 債 合 計	9,235,037
ソフトウェア	641,435	純 資 産 の 部	
その他の	13,028	株 主 資 本	15,768,082
投資その他の資産	7,176,574	資本金	2,514,875
投資有価証券	4,974,300	資本剰余金	4,292,000
敷金及び保証金	732,368	利益剰余金	10,832,849
保険積立金	147,619	自己株式	△1,871,643
繰延税金資産	1,237,108	その他の包括利益累計額	369,302
その他の	192,497	その他有価証券評価差額金	411,863
貸倒引当金	△107,319	退職給付に係る調整累計額	△42,561
		純 資 産 合 計	16,137,384
資 産 合 計	25,372,421	負 債 純 資 産 合 計	25,372,421

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

連結損益計算書

(自 2018年 4月 1日)
(至 2019年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		35,230,083
売上原価		28,556,133
売上総利益		6,673,950
販売費及び一般管理費		3,466,945
営業外利益		3,207,005
営業外利益		3,207,005
受取利息	230,672	
受取配当金	114,118	
有価証券売却益	79,285	
金銭の信託運用益	2,764	
デリバティブ評価益	30,608	
助成金	21,484	
持分法による投資利益	23,232	
その他	23,489	525,656
営業外費用		
支有価証券の償却	4,460	
投資償却	21,240	
経常利益	46,167	
特別利益	2,185	74,053
特別利益		3,658,607
投資有価証券の売却益	21,191	
受取補償	32,363	
受取償	20,556	
特別損失	11,800	85,912
特別損失		
固定資産の減損	34,125	
投資有価証券の売却損	28	
投資有価証券の売却費用	111,225	
創設減損	113,576	
その他	16,840	
当期純利益	82,525	358,321
税金調整前当期純利益		3,386,198
法人税	1,208,835	
法人税調整	△108,218	1,100,616
当期純利益		2,285,581
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,285,581

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,514,875	4,292,277	9,367,782	△1,871,132	14,303,803
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△820,514		△820,514
親会社株主に帰属する当期純利益			2,285,581		2,285,581
自己株式の取得				△510	△510
連結子会社株式の取得による持分の増減		△277			△277
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△277	1,465,066	△510	1,464,278
当 期 末 残 高	2,514,875	4,292,000	10,832,849	△1,871,643	15,768,082

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	831,107	△44,097	787,009	16,784	1,822	15,109,419
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△820,514
親会社株主に帰属する当期純利益						2,285,581
自己株式の取得						△510
連結子会社株式の取得による持分の増減						△277
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△419,243	1,536	△417,707	△16,784	△1,822	△436,314
連結会計年度中の変動額合計	△419,243	1,536	△417,707	△16,784	△1,822	1,027,964
当 期 末 残 高	411,863	△42,561	369,302	—	—	16,137,384

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	12社
連結子会社の名称	クレスコ・イー・ソリューション株式会社 クレスコワイヤレス株式会社 株式会社アイオス クレスコ九州株式会社 クレスコ北陸株式会社 株式会社シースリー 株式会社クリエイティブジャパン 株式会社メクゼス 株式会社エヌシステム 株式会社ネクサス アルス株式会社 イーテクノ株式会社

- (注) 1 当社の連結子会社であった株式会社アプリケーションズは、当連結会計年度において株式会社アイオスとの吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。
- 2 当連結会計年度において、アルス株式会社及びイーテクノ株式会社の株式を取得したことにより、両社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数	3社
持分法適用関連会社の名称	株式会社ウェイン ビュルガーコンサルティング株式会社 株式会社イー・アイ・エムスタッフ

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、株式会社ネクサス及びアルス株式会社は決算日を3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当該決算期の変更が連結計算書類に及ぼす影響はありません。

また、持分法適用関連会社のうち、株式会社エー・アイ・エムスタッフの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の持分法適用関連会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券 … 時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの … 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法によっております。なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③運用目的の金銭の信託

時価法によっております。

④たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で … 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

ア. 商品	移動平均法
イ. 製品、仕掛品	個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 … 定率法によっております。
(リース資産を除く) ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産 … 定額法によっております。
ただし、ソフトウェアについては、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアは販売可能有効期間（3年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……………… 当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ……………… 当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、所定の計算方法による支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …… 当社及び連結子会社は、役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見積額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金 …… 当社及び連結子会社は、ソフトウェアの請負契約に係る将来の損失に備えるため、損失の発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合、その損失見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 …… 一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

① 当連結会計年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の契約

検収基準

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間又は10年間の定額法により償却しております。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 724,583千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 12,000,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,059,746	166	—	1,059,912

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り

166株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2018年5月14日 取締役会	普通株式	470,430	43.00	2018年3月31日	2018年6月18日
2018年11月6日 取締役会	普通株式	350,083	32.00	2018年9月30日	2018年12月3日

(注) 2018年5月14日開催の取締役会決議に基づく1株当たり配当額には、創立30周年記念配当10.00円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

決 議	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金 の総額 (千円)	1株当 り配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	371,962	34.00	2019年3月31日	2019年6月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業グループの主な資金需要は、運転資金及び設備投資資金等であります。これらの資金につきましては営業活動による収入のほか、安定的な支払能力を確保するため、資金繰りの状況や金融情勢を勘案し、銀行からの借入れにより調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券、投資有価証券及び金銭の信託は主として株式、投資信託及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主に連結子会社株式の取得に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、販売管理規則に従い与信管理及び期日管理を行っております。

② 市場リスクの管理

当社は、有価証券、投資有価証券及び金銭の信託について、有価証券管理規則に従い運用を行っており、時価のある有価証券及び金銭の信託については定期的に時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち、18.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,223,102	6,223,102	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (※)	7,718,113 △1,995		
	7,716,118	7,716,118	—
(3) 電子記録債権	3,823	3,823	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	215,411	215,411	—
其他有価証券	5,323,470	5,323,470	—
(5) 金銭の信託	55,409	55,409	—
資産計	19,537,335	19,537,335	—
(1) 買掛金	1,540,203	1,540,203	—
(2) 短期借入金	40,000	40,000	—
(3) 長期借入金	944,860	942,655	△2,204
(4) リース債務	9,432	9,352	△80
(5) 長期未払金	429,788	424,455	△5,332
負債計	2,964,284	2,956,667	△7,616

(※) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに (3) 電子記録債権

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

これらの時価は、金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金及び (2) 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期未払金

これらの時価は、将来の支払額を、新規に借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	292,643千円
非上場債券	336,439千円

上記非上場株式等及び非上場債券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,223,102	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,718,113	—	—	—
電子記録債権	3,823	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 社債	—	10,000	107,187	57,435
(2) その他	978,254	839,583	130,615	—
合計	14,923,292	849,583	237,802	57,435

(注4) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	40,000	—	—	—	—	—
長期借入金	289,586	263,336	261,938	130,000	—	—
リース債務	2,375	2,122	1,941	1,941	1,052	—
合計	331,961	265,458	263,879	131,941	1,052	—

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,475円07銭
1株当たり当期純利益	208円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結子会社の吸収合併

当社は、2019年1月28日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付で、連結子会社であるクレスコ九州株式会社を吸収合併しております。

(1) 合併の目的

事業の拡大・成長、人材の活用及び企業グループ運営の効率化を図ることを目的に、当社を存続会社として、クレスコ九州株式会社を吸収合併することといたしました。クレスコグループは今後も経営資源の「選択と集中」を図り、更なる成長にチャレンジしてまいります。

(2) 合併の要旨

①合併の日程

- ・合併契約取締役会決議日：2019年1月28日
- ・合併契約締結日：2019年1月28日
- ・合併期日（効力発生日）：2019年4月1日

(注) 本合併は、当社においては、会社法第796条第2項に基づく簡易合併、クレスコ九州株式会社においては、会社法第784条第1項に基づく略式合併に該当するため、それぞれの合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものです。

②合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、クレスコ九州株式会社は解散となります。

③合併に係る割当ての内容

当社は、クレスコ九州株式会社の全株式を所有しているため、本合併による株式その他の金銭などの割当てはありません。

④消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債

該当事項はありません。

⑤当事会社の概要

(存続会社)

商号	株式会社クレスコ
代表者	代表取締役 社長執行役員 根元 浩幸
所在地	東京都港区港南2丁目15番1号
設立年月日	1988年4月
資本金	2,514,875千円
決算期	3月31日
事業の内容	情報システムに関する ・コンサルティング及びソリューションサービス業務 ・設計、開発業務 ・運用管理、保守業務 ・調査、分析、評価及び技術支援業務

(消滅会社)

商号	クレスコ九州株式会社
代表者	代表取締役社長 三重野 孝志
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目7番22号
設立年月日	2005年9月
資本金	50,000千円
決算期	3月31日
事業の内容	・コンピューターによる情報処理の受託及び請負 ・コンピューターに関するソフトウェアの企画、設計、開発、保守 ・コンピューターのソフトウェア及びハードウェア並びに周辺機器の販売

(その他の注記)

連結子会社における退職金制度の導入

当社の連結子会社であるクレスコ・イー・ソリューション株式会社は、当連結会計年度において退職一時金制度及び確定拠出年金制度を導入しております。また、株式会社メクゼスは当連結会計年度において確定拠出年金制度を導入しております。この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ10,542千円減少しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,008,137	流動負債	4,799,132
現金及び預金	3,050,552	買掛金	769,694
受取手形	620,990	関係会社短期借入金	1,500,000
売掛金	4,200,727	1年内返済予定の長期借入金	286,250
有価証券	1,193,665	未払金	378,204
金銭信託	55,409	未払費用	161,987
仕掛品	83,987	未払法人税等	490,445
未収入金	425,297	未払事業所税	21,691
その他	377,506	未払消費税	165,862
		預り金	50,705
		賞与引当金	653,842
		役員賞与引当金	27,600
		受注損失引当金	9,387
		その他	283,461
固定資産	11,006,986	固定負債	2,428,904
有形固定資産	370,819	長期借入金	650,000
建物	224,630	長期未払金	403,600
工具、器具及び備品	146,188	退職給付引当金	1,313,329
		資産除去債務	61,974
無形固定資産	568,629		
ソフトウェア	559,955		
その他	8,674		
		負債合計	7,228,036
投資その他の資産	10,067,537	純資産の部	
投資有価証券	4,732,715	株主資本	13,375,364
関係会社株	3,934,858	資本金	2,514,875
繰延税金	721,436	資本剰余金	4,310,939
敷金及び保証	500,047	資本準備金	2,998,808
保険積立	123,541	その他資本剰余金	1,312,131
その他	157,364	自己株式処分差益	1,312,131
貸倒引当金	△102,425	利益剰余金	8,421,192
		利益準備金	78,289
		その他利益剰余金	8,342,903
		別途積立金	2,410,000
		繰越利益剰余金	5,932,903
		自己株式	△1,871,643
		評価・換算差額等	411,723
		その他有価証券評価差額金	411,723
		純資産合計	13,787,087
資産合計	21,015,124	負債純資産合計	21,015,124

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

損益計算書

(自 2018年 4月 1日)
(至 2019年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		20,925,104
売上原価		16,985,048
売上総利益		3,940,055
販売費及び一般管理費		1,733,549
営業利益		2,206,506
営業外収入		
受取利息	1,442	
受取債券利息	229,757	
受取配当金	280,417	
受取売却益	79,285	
受取運用益	2,764	
受取評価益	30,608	
受取他	16,511	640,788
営業外費用		
支払利息	18,845	
支払債券顧問料	21,240	
支払他	46,167	
支払常利	1,514	87,767
特別利益		2,759,527
投資有価証券売却益	21,191	
投資有価証券償還益	32,363	
投資有価証券戻金	11,298	64,853
特別損失		
固定資産除却損	20,473	
投資有価証券売却損	28	
投資有価証券償還損	1,450	
投資有価証券評価損	108,147	
創立記念期間純利益	76,606	206,704
税引前当期純利益		2,617,676
法人税、住民税及び事業税	836,225	
法人税等調整額	△72,692	763,532
当期純利益		1,854,143

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金 自 己 株 式 処 分 差 益	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,514,875	2,998,808	1,312,131	78,289	2,410,000	4,899,274
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△820,514
当期純利益						1,854,143
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,033,628
当 期 末 残 高	2,514,875	2,998,808	1,312,131	78,289	2,410,000	5,932,903

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,871,132	12,342,246	830,227	830,227	16,784	13,189,257
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△820,514				△820,514
当期純利益		1,854,143				1,854,143
自己株式の取得	△510	△510				△510
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△418,503	△418,503	△16,784	△435,287
事業年度中の変動額合計	△510	1,033,117	△418,503	△418,503	△16,784	597,830
当 期 末 残 高	△1,871,643	13,375,364	411,723	411,723	—	13,787,087

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券… 時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの… 移動平均法による原価法によっております。なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社株式及び… 移動平均法による原価法によっております。

関連会社株式

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 運用目的の金銭の信託

時価法によっております。

(4) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で… 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に保有するたな卸資産 によっております。

仕掛品 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産… 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産… 定額法によっております。ただし、ソフトウェアについては、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアは販売可能有効期間（3年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金…………… 従業員に対する賞与の支給に充てるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当期負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金… 役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見積額の当期負担額を計上しております。
- (4) 受注損失引当金… ソフトウェアの請負契約に係る将来の損失に備えるため、損失の発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合、その損失見込額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

- (1) 当事業年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の契約
検収基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額		507,442千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分掲記されたものを除く。)	短期金銭債権	173,368千円
	短期金銭債務	91,527千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引	売 上 高	46,188千円
	営 業 費 用	842,042千円
	営 業 外 収 益	176,216千円
	営 業 外 費 用	14,994千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	1,059,746	166	—	1,059,912

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取り

166株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	200,206千円
賞与引当金に係る法定福利費	26,322
未払事業税	39,068
長期未払金（役員退職慰労金）	123,582
一括償却資産	6,492
退職給付引当金	402,141
会員権評価損	14,439
資産除去債務	18,976
投資有価証券評価損	166,810
関係会社株式評価損	67,984
その他	53,242
繰延税金資産小計	<u>1,119,267千円</u>
評価性引当額	<u>△208,085</u>
繰延税金資産合計	<u>911,182千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△181,709千円
建物（資産除去債務）	<u>△8,037</u>
繰延税金負債合計	<u>△189,746千円</u>
繰延税金資産純額	<u>721,436千円</u>

招集
ご通知

株主
総会参考書類

事業
報告

連結
計算書類等

監査
報告書

(関連当事者との取引に関する注記)

当社の子会社・関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)アイオス	直接 100.0	役員の兼任 (1名)	資金の借換 (注)	800,000	関係会社 短期借入金	800,000
				利息の支払い	8,000	—	—
子会社	クレスコ・イー・ ソリューション(株)	直接 100.0	—	資金の借換 (注)	300,000	関係会社 短期借入金	400,000
				資金の借入 (注)	100,000		
				利息の支払い	3,997	—	—
子会社	(株)クリエイティブジ ャパン	直接 100.0	役員の兼任 (1名)	資金の借換 (注)	200,000	関係会社 短期借入金	300,000
				資金の借入 (注)	100,000		
				利息の支払い	2,997	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。返済期間は期間1年内、一括返済としております。なお、担保は差し入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,260円24銭
1株当たり当期純利益	169円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

連結子会社の吸収合併

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社クレスコ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宝金正典	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高木康行	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クレスコの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クレスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類
等

監査
報告
書

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

株式会社クレスコ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	宝金正典	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	高木康行	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クレスコの2018年4月1日から2019年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

株式会社クレスコ 監査等委員会

監査等委員 丹 羽 蔵 王 ㊟

監査等委員 白 井 義 眞 ㊟

監査等委員 佐 藤 治 夫 ㊟

(注) 監査等委員白井義眞及び佐藤治夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

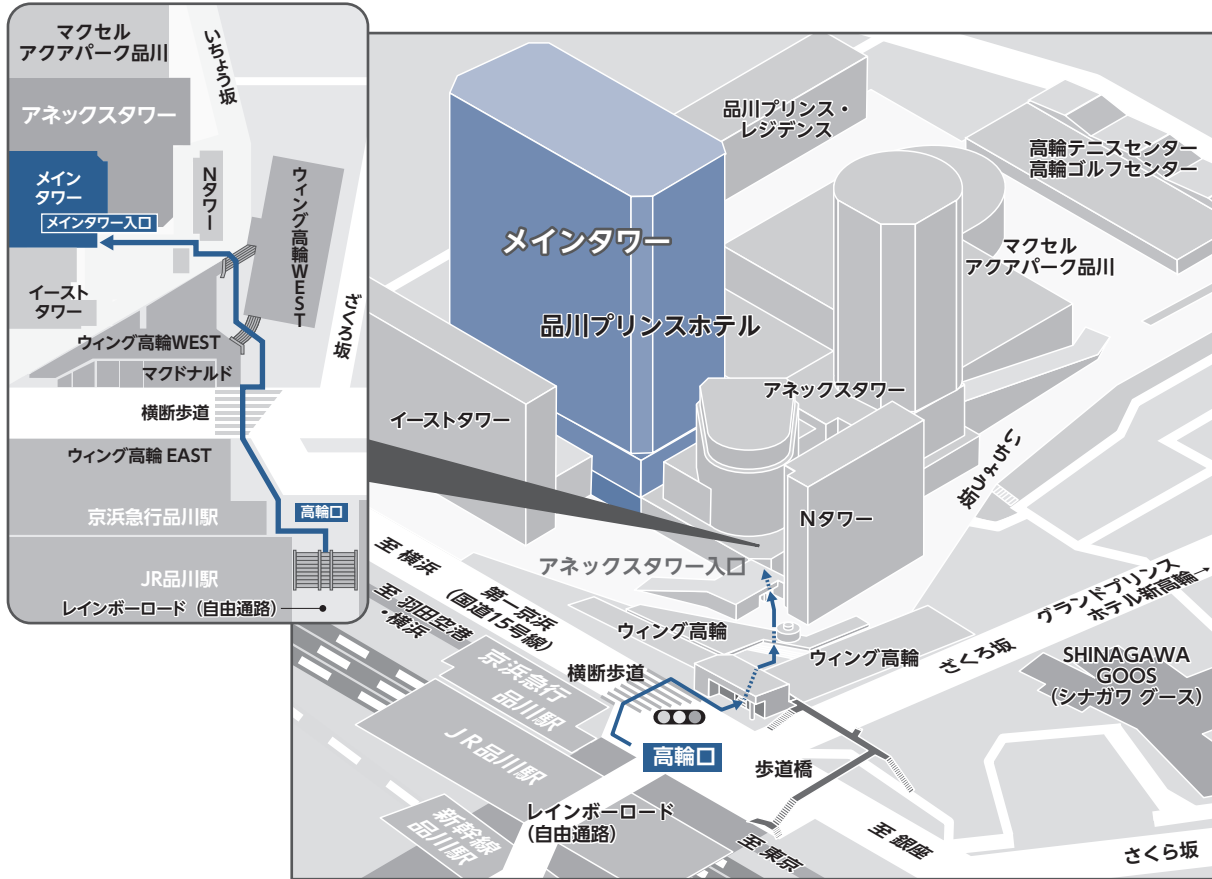
事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 等

監 査 報 告 書

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー34階 ルビー34
電話 (03) 3440-1111



交通のご案内 JR線・京浜急行線「品川駅」(高輪口)より徒歩約2分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。